

南牧村公共施設等総合管理計画



平成28(2016)年3月策定

令和4(2022)年3月改訂

南 牧 村

南牧村公共施設等総合管理計画：目次

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2

第2章 南牧村について

1 概況	3
2 沿革	3

第3章 本村を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し	4
（1）人口・世帯数の推移	4
（2）年齢階層別人口	5
（3）将来人口	6
2 財政状況	8
（1）歳入の状況	8
（2）歳出の状況	9
（3）財政指標	10
（4）有形固定資産減価償却率	10
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	11

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状	12
（1）公共建築物の保有状況	12
（2）築年別整備状況	13
（3）耐震化実施状況	14
2 インフラ施設の状況	15
（1）インフラ施設の現状	15
3 過去に行った対策の概要	16
（1）施設数の縮減	16
（2）各種計画の策定	16
4 将来の更新費用の推計	17
（1）長寿命化計画策定による効果額の算出方法	17
（2）公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	18
（3）中長期的な経費の見込み	19

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間	20
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	21
3 現状や課題に関する基本認識	22
4 公共施設等の管理の数値目標	23
（1）公共建築物保有量の縮減目標	23
（2）インフラ施設	23

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 -----	24
（1）点検・診断等の実施方針 -----	24
（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針 -----	24
（3）安全確保の実施方針 -----	25
（4）耐震化の実施方針 -----	25
（5）長寿命化の実施方針 -----	25
（7）統合や廃止の推進方針 -----	26
（8）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 -----	26
6 P D C A サイクルの推進 -----	27

第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性 -----	28
（1）文化系施設 -----	28
（2）社会教育系施設 -----	29
（3）スポーツ・レクリエーション系施設 -----	30
（4）学校教育系施設、子育て支援施設 -----	31
（5）保健・福祉施設、医療施設 -----	32
（6）行政系施設 -----	33
（7）公営住宅 -----	34
（8）公園、その他 -----	35
（9）インフラ施設 -----	36

第 1 章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

本村では、これまで学校、公営住宅、公民館などの公共建築物や、道路、橋りょう、上下水道といったインフラ施設の整備を進めてきました。今後、これらの施設が老朽化から大規模改修の時期を迎え、多額の財政負担が必要となります。また、本村においても人口減少やそれに伴う年齢構成の変化から社会保障関連経費の増加が予想されており、将来世代へ大きな負担となることが懸念されます。

全国的に公共建築物やインフラ施設の老朽化対策が問題となっていることを受け、総務省から各地方公共団体へ向けて公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を策定するよう要請がありました。

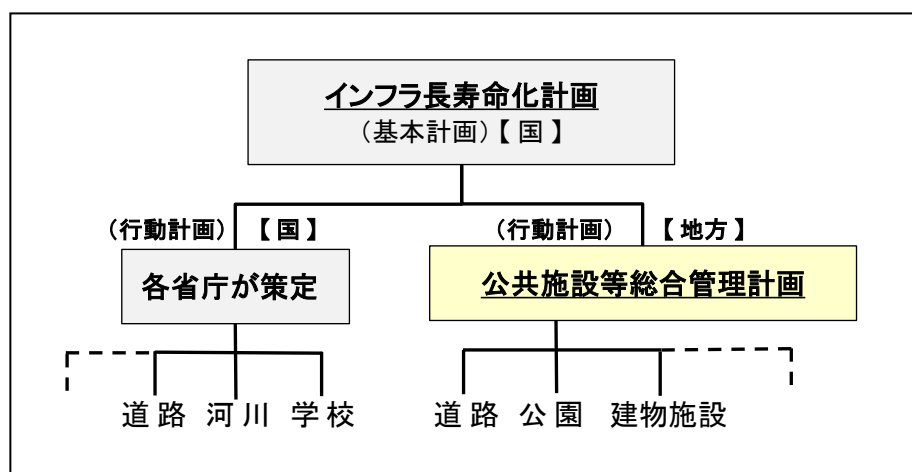
以上を踏まえ、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、南牧村公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を策定し、持続可能な行財政経営の実現を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設等の機能を安全で快適に利用できる状態で維持するための基本的な考え方を示したものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

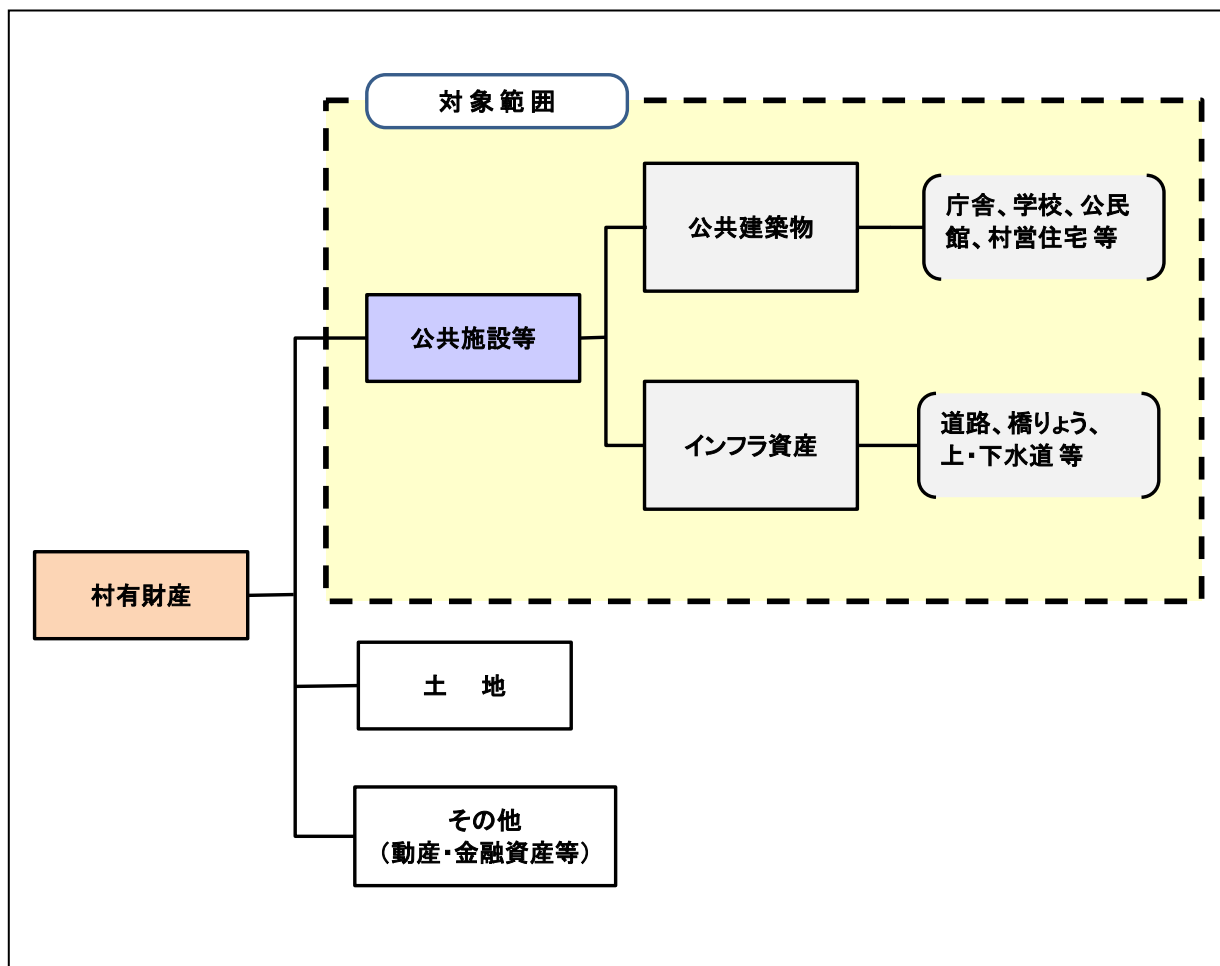
◆図表 1-1 本計画の位置づけ



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、令和3（2021）年3月末時点の本村が所有する学校・公営住宅・庁舎等の建築物系施設や道路、橋りょう、上・下水道等のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



第2章 南牧村について

1 概 況

本村は、長野県の東端に位置し、東西南北とも約 16km にわたる 133.09 km²の面積を有します。西は茅野市、北は小海町、東は南相木村、川上村、南は山梨県北杜市に隣接しています。

八ヶ岳連峰(主峰赤岳 2,899m)の東麓に広がる高原地帯と村の中心を貫流する千曲川沿いの丘陵の地形が混在する標高 1,000～1,500m の高原地帯にあり、全国有数の高原野菜の産地として知られています。

村内を南北に国道 141 号線と JR 小海線が走り、首都圏からの交通手段に恵まれているため、休養地として訪れる人も多くいます。



2 沿 革

長野県内では唯一の旧石器時代の国史跡、矢出川遺跡からは約 1 万 4 千年前の細石刀が出土し、縄文時代の遺跡である志なの入遺跡からは人骨がみつかっています。

江戸時代の南牧村は五か村（海尻村・海ノ口村・広瀬村・板橋村・平沢村）に分かれており、現在の野辺山地区は当時板橋村に属していました。

明治 7（1874）年廃藩置県により、それまで幕府の直轄地であった野辺山は、平沢・大明・広瀬・海ノ口の各村の一部となりました。

明治 22（1889）年には、上記の平沢村・大明村・広瀬村・海ノ口村に海尻村を加え最初の町村合併が行われ、現在の南牧村になりました。

第3章 本村を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

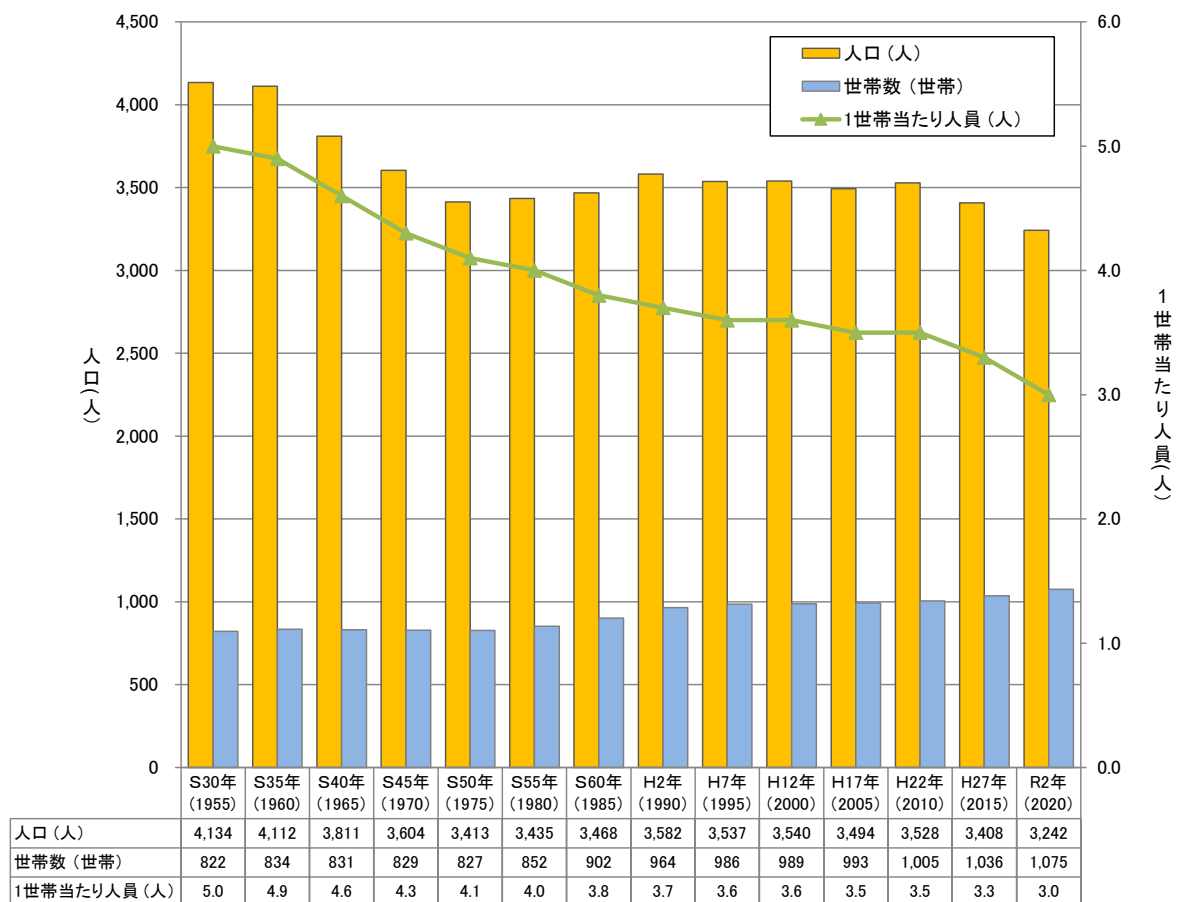
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本村の人口・世帯数の推移をみると、ピーク時の昭和30(1955)年の人口は、4,134人で以降昭和50(1975)年にかけて減少しました。その後増加に転じ、平成7(1995)年から平成22(2010)年の間は、横這いで推移していました。しかし、平成27(2015)年から再び減少に転じ、令和2(2020)年には3,242人と65年間で892人、率で21.6%減少しています。

世帯数は、昭和30(1955)年の822世帯に対し、令和2(2020)年は1,075世帯で緩やかに増加し続けていますが、平成2(1990)年以降増加傾向が鈍化しています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和30(1955)年の5.0人から年々減少し、令和2(2020)年には3.0人となっており、小世帯化が進んでいることが分かります。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移

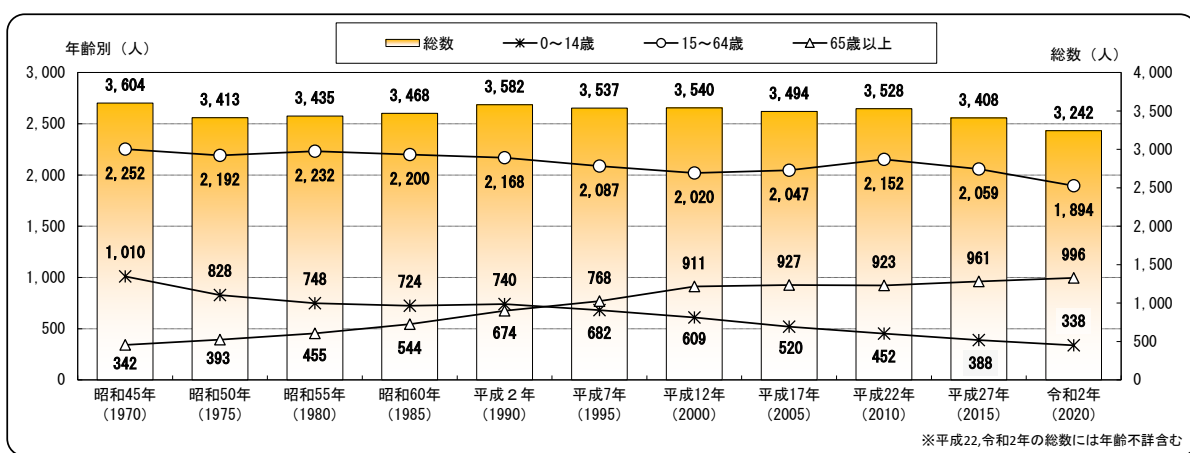


(2) 年齢階層別人口

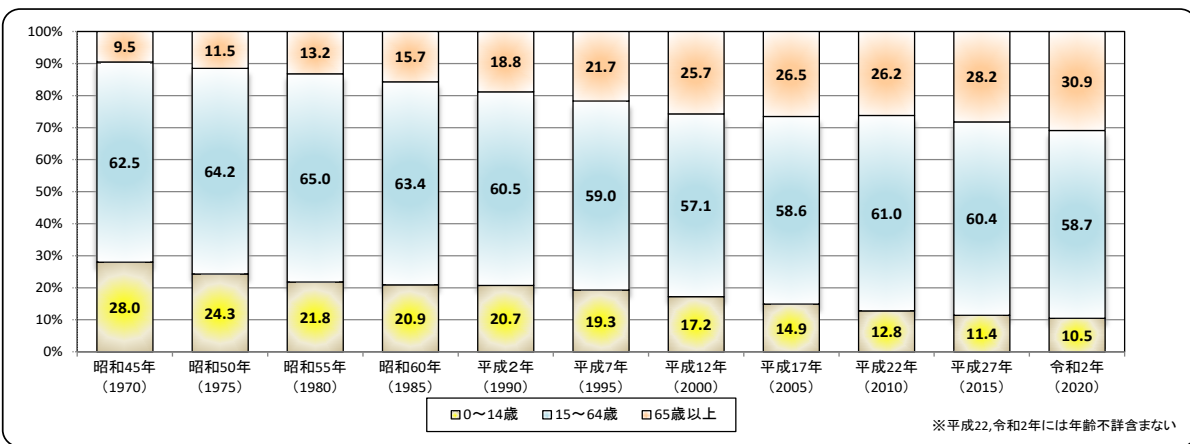
平成7(1995)年から令和2(2020)年にかけての年齢別人口の推移をみると、年少人口(0～14歳)は一貫して減少し、25年間で344人(50.4%)減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は25年間で228人(29.7%)増加しており、高齢人口が年少人口を逆転しています。生産年齢人口(15～64歳)も25年間で193人(9.2%)減少しました。

令和2(2020)年の年齢3区分別の人口構成比は、年少人口が10.5%、生産年齢人口が58.7%、老年人口が30.9%となっており、老年人口比は長野県平均(32.0%)や佐久地域平均(32.3%)と比べて、下回っています。

◆図表 3-2 年齢階層別人口の推移



◆図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

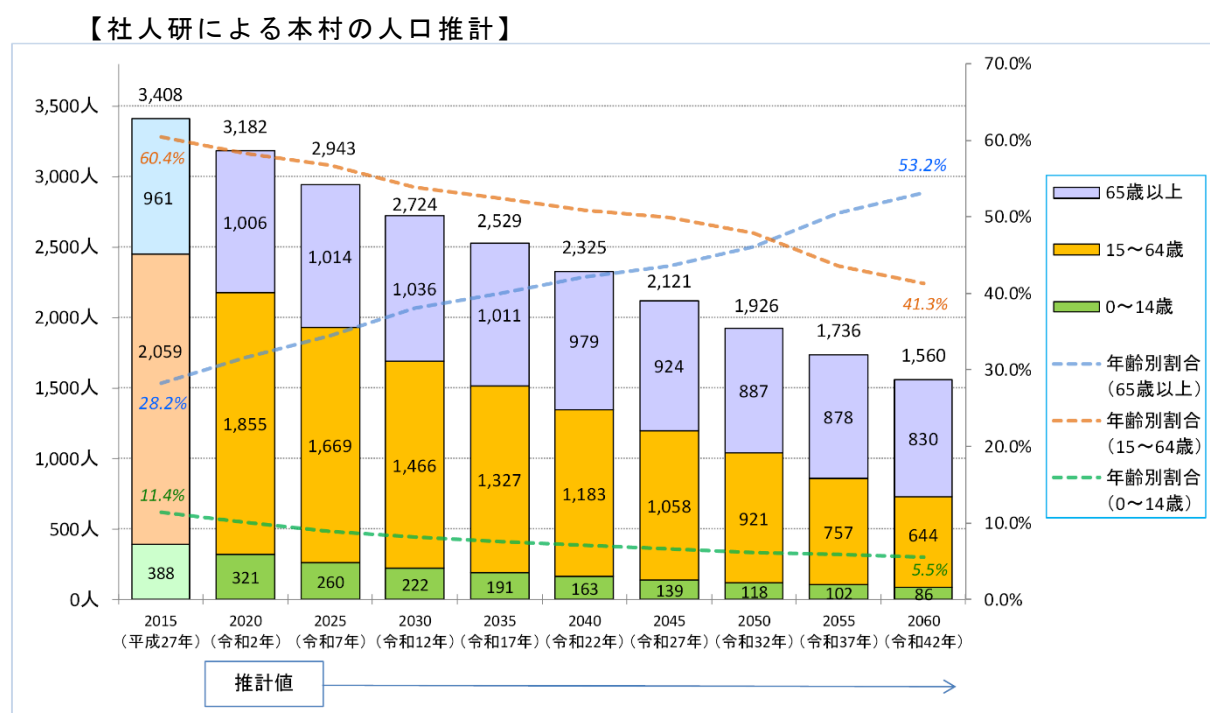
(3) 将来人口

「南牧村人口ビジョン」(令和3年3月)の将来人口推計では、令和22(2040)年の人口は2,500人を下回り、令和32(2050)年には2,000人を下回るなど、人口減少は加速度的に進行していくことがわかります。

年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)がいずれも減少する中で、老年人口(65歳以上)は増加を続け、老年人口割合は令和42(2060)年には53.2%に達し、平成27(2015)年に比べて約25%上昇すると見込まれています。(図表3-4)

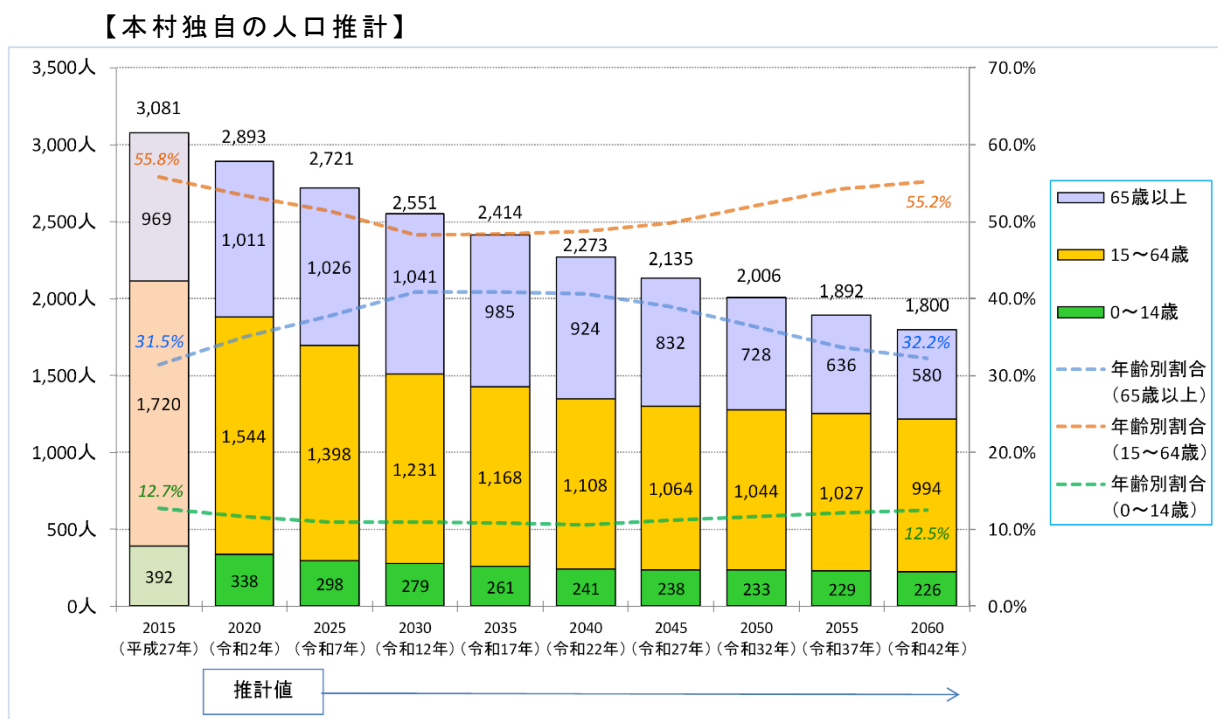
なお、「南牧村人口ビジョン」(令和3年3月)の将来人口推計は、国勢調査を基にしているため、実際には定住していない外国人技能実習生等を多く含む人口推計であることから、住民基本台帳から外国人農業実習生を除いた定住人口を抽出し、これを基に本村独自の将来人口推計を行い、令和42(2060)年の将来の目標定住人口を概ね1,800人としています。(図表3-5)

◆図表3-4 総人口・年齢別人口の推計(南牧村人口ビジョン)



出典:国立社会保障・人口問題研究所 提供資料

◆図表 3-5 人口の将来展望（南牧村人口ビジョン）



【合計特殊出生率の目標】

：2025（令和7）年度以降、1.84（県民希望出生率）以上の維持

【社会移動の目標】

：2030（令和12）年以降、移動均衡（社会増減ゼロ）



【将来の目標定住人口（最低限確保する水準）】

2060（令和42）年の総人口：概ね1,800人

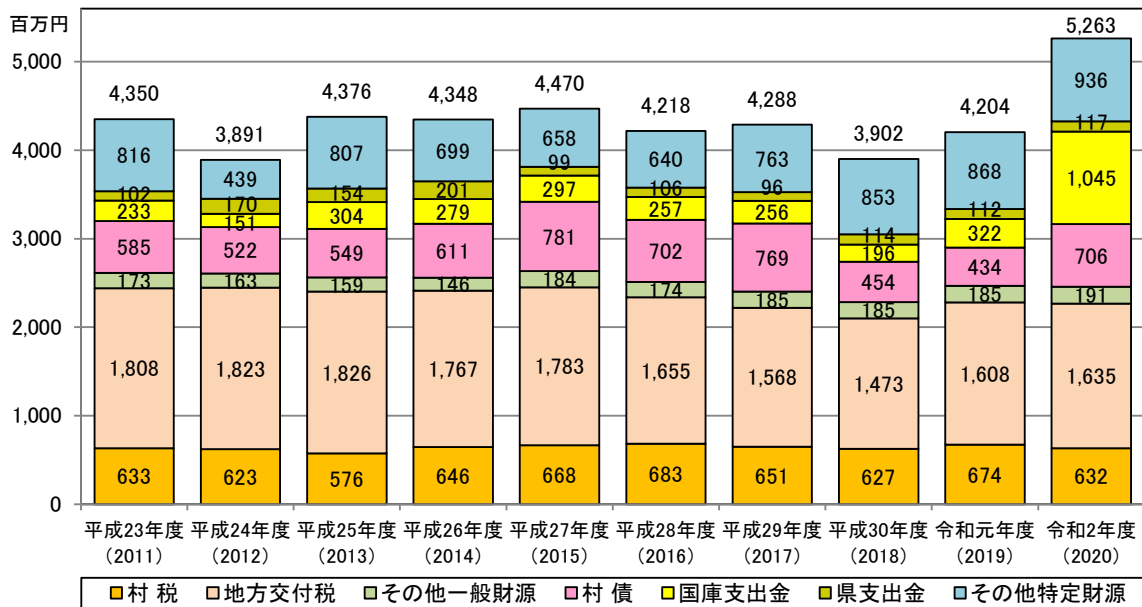
2 財政状況

(1) 歳入の状況

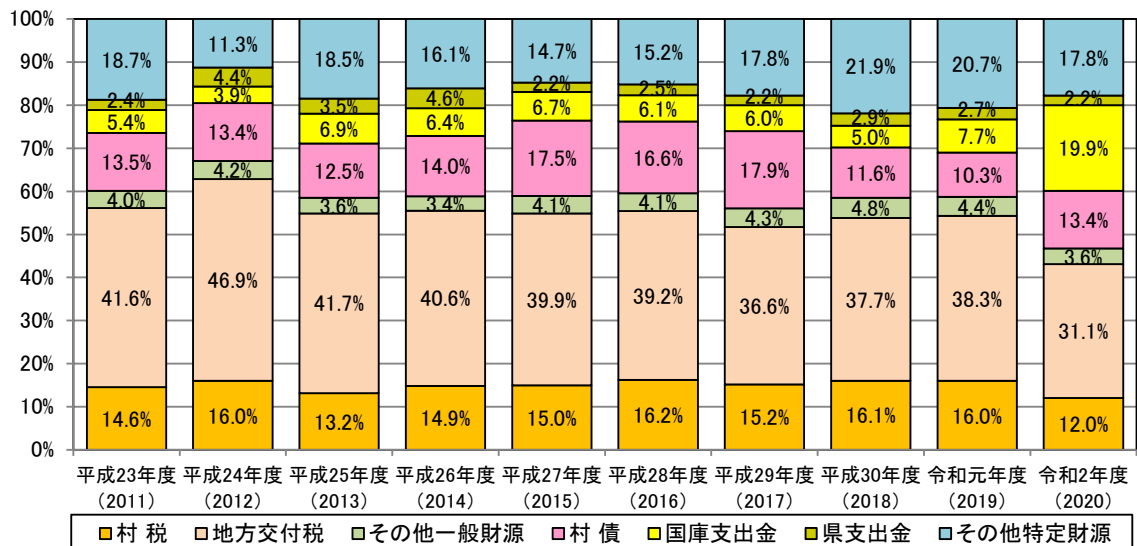
平成23(2011)年度以降概ね40億円前後で推移していましたが、令和2(2020)年度における歳入総額は、新型コロナウイルス感染症対策関連の影響もあり52.6億円となっており、前年度と比べて25.2%の増加となっています。

歳入の内訳をみると、村税収入は概ね6億円前後でほぼ横這いで推移し、令和2(2020)年度の村税収入は6.3億円で、歳入に占める村税の割合は12.0%となっています。今後、高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、村民税の増収は期待できない状況にあります。一方地方交付税は、平成23(2011)年以降概ね15～18億円であり、歳入全体の概ね40%前後を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

◆図表 3-6 歳入決算額の推移(普通会計)



◆図表 3-7 歳入決算額構成比の推移(普通会計)

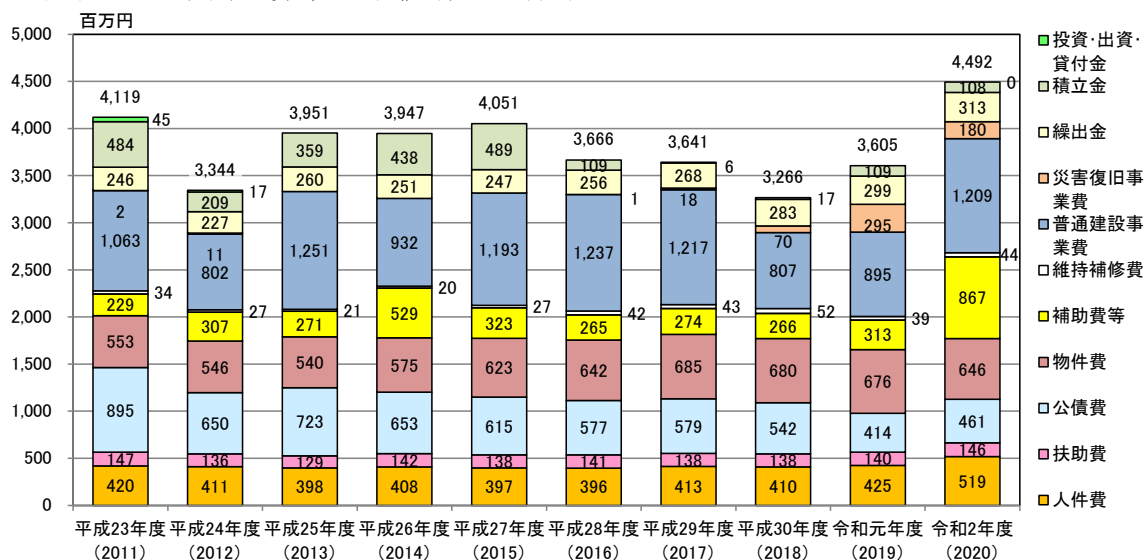


(2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費（人件費、公債費、扶助費）は、減少傾向にありましたが、令和2（2020）年には増加に転じました。今後は高齢化の進展により、医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。経常的経費（物件費、補助費等、維持補償費）は概ね10.0億円前後で推移していましたが、令和2（2020）年度に補助費が新型コロナウイルス感染症対策により8.7億円と大きく増加しています。また、投資的経費（普通建設・災害復旧事業費）は、年による変動はみられるものの、平成23（2011）年度以降概ね10.0億円前後で推移していますが、今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。（図表3-8）

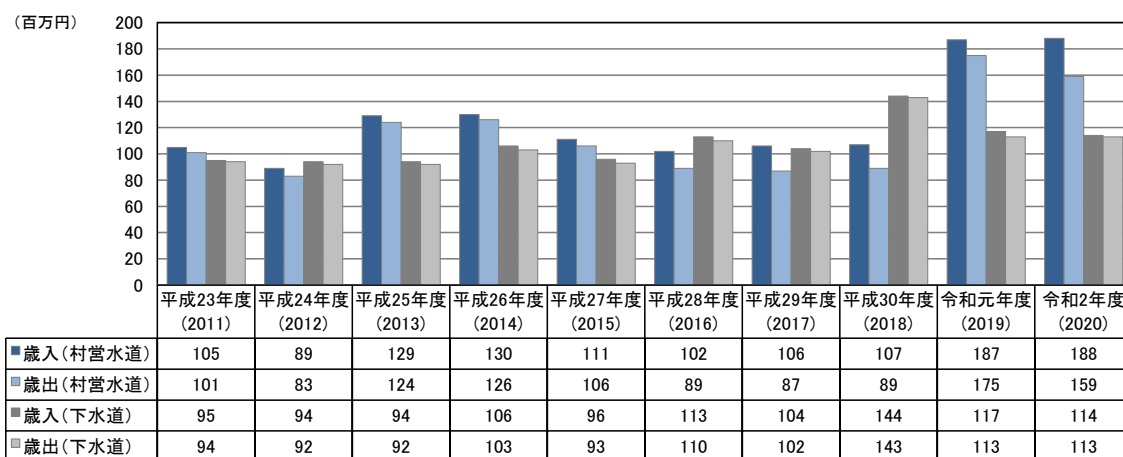
また、村営水道事業は、平成30（2018）年度までが歳入歳出ともに概ね0.8～1.3億円の財政規模で推移し、令和元（2019）年度以降概ね1.6～1.9億円で推移しています。下水道事業における歳入歳出の推移をみると、平成30（2018）年度以外は概ね1億円前後を推移し、平成30（2018）年度は歳入歳出ともに約1.4億円となっています。（図表3-9）

◆図表 3-8 歳出決算額の推移(普通会計)



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表 3-9 村営水道事業及び下水道事業の推移(公営事業会計)



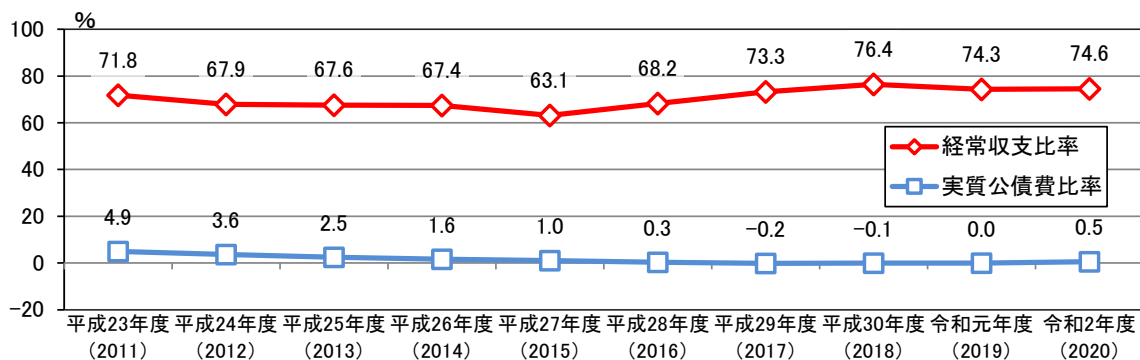
(3) 財政指標

経常収支比率は、令和 2（2020）年度の長野県平均（87.4%）よりは低い状況で、平成 29（2017）年以降 70% 台を維持しています。

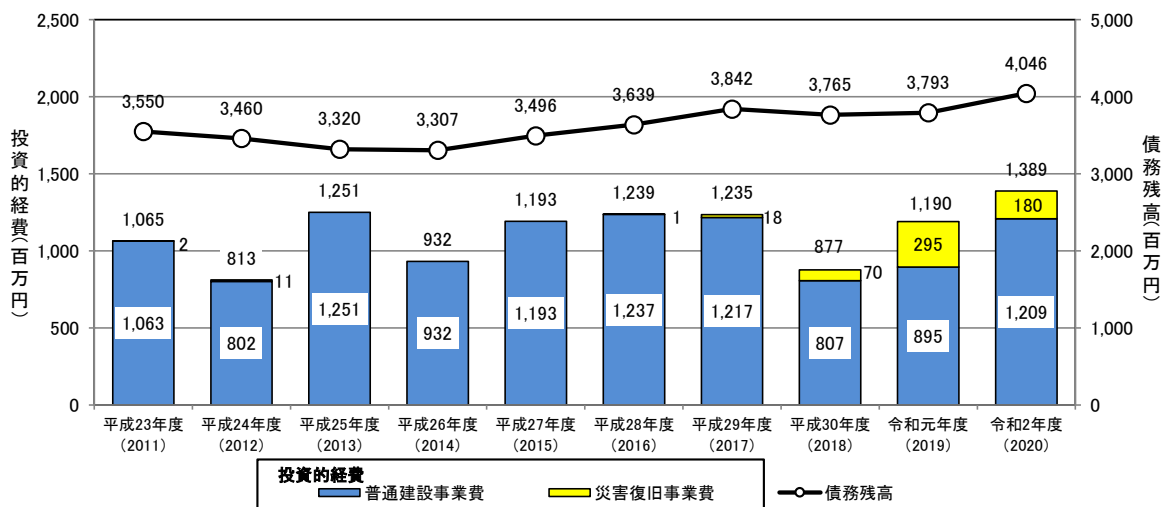
実質公債費比率は、比較的良好な水準を維持していますが、令和 2（2020）年度は 0.5% 増加しています。

公共施設等の整備に充てた借入金である地方債の債務残高は、平成 30（2018）年度に減少となりましたが、令和元（2019）年度から増加となっています。

◆ 図表 3-10 財政指標



◆ 図表 3-11 投資的経費と地方債残高の推移



(4) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しています。数値が 100% に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることになります。

ア. 普通会計

有形固定資産減価償却率は、全国平均、長野県平均及び類似団体の平均より低い水準にありますが、既に耐用年数を経過した資産もあり、今後も耐用年数を迎える資産が増えるため、更新投資の財源確保が課題となっています。

イ. 公営事業会計

(水道事業及び下水道事業については該当数値なし。)

◆ 図表 3-12 施設類型別の有形固定資産減価償却率の推移

分 類 名			有形固定資産減価償却率 (%)			
			平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
普通会計	有形固定資産減価償却率 全体	全国平均	-	-	-	63.4
		長野県平均	-	-	-	60.9
		類似団体内平均値	56.3	57.6	58.8	59.5
		南牧村	54.6	55.3	56.8	58.4
	公 営 住 宅		69.4	67.8	70.4	72.9
	認 定 こ ど も 園 ・ 幼 稚 園 ・ 保 育 所		81.1	85.7	90.3	94.2
	学 校 施 設		75.6	75.0	77.1	78.7
	公 民 館		70.5	66.9	68.1	70.6
	図 書 館		40.0	56.6	59.2	61.7
	体 育 館 ・ プ ー ル		79.2	100.0	100.0	100.0
	福 祉 施 設		47.1	48.5	51.4	53.6
	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設		52.8	56.1	14.9	23.3
	消 防 施 設		48.4	51.1	49.3	48.1
	庁 舎		66.9	69.1	71.3	73.3
	道 路		43.4	43.2	44.7	46.5
	橋 り ょ う ・ ト ン ネ ル		52.6	54.4	56.0	57.4
業 公 会 営 計 事	水道事業	簡易水道事業	-	-	-	該当数値なし
	下水道事業	特定環境保全公共下水道	-	-	-	該当数値なし
		農業集落排水	-	-	-	該当数値なし
		個別排水処理	-	-	-	該当数値なし

出典：長野県市村財政状況資料集、経営比較分析表

3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる村税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費、扶助費についてはほぼ一定で推移し、公債費は減少しつつあるものの、今後は、少子高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設機能を維持し、保有量の縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国や県による財政的支援や技術的支援の活用、村債の適正運用と交付税措置のある有利な起債（辺地債、公共施設等適正管理推進事業債等）の活用、公共施設等整備基金の計画的積み立てなどにより、財源の確保を図るとともに、村独自の施策などを組み合わせ、継続してコスト削減に努めていく必要があります。

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

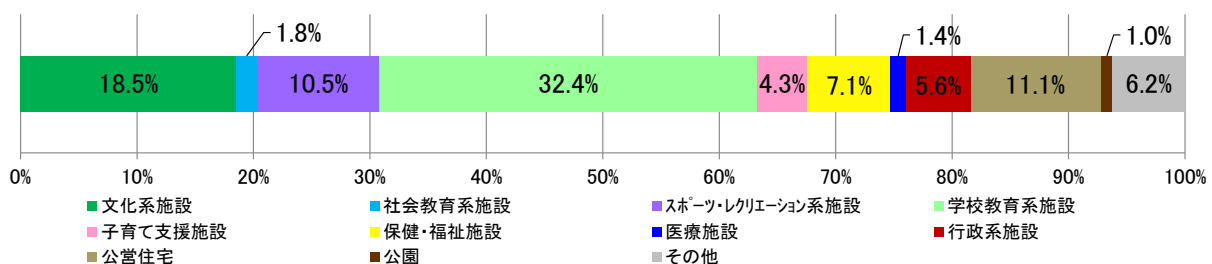
（1）公共建築物の保有状況

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は 45,975.85 m²であり、その内訳は、学校教育系施設が 32.4%と最も多く、次いで文化系施設 18.5%、公営住宅 11.1%と続き、この3分類で全体の約6割を占めていることがわかります。

◆図表 4-1 公共建築物の保有状況の推移

大分類	中分類	延床面積 (m ²)		増減の主な理由
		平成26年度 (2014)	令和2年度 (2020)	
文化系施設	集会施設	6,958.92	6,327.12	平沢転作促進施設集会所H30取壊し。海尻基幹集落センター改修による減。基幹集落センター野辺山倉庫H30建築。
	文化施設	2,170.00	2,170.00	
社会教育系施設	博物館等	848.30	848.30	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	4,758.63	4,834.63	運動場便所（銀河公園）【公園】から異動。
学校教育系施設	学校	14,416.89	14,903.17	南牧中学校給食室（棟）固定資産台帳精査による増。 渡廊下固定資産台帳精査による減。
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1,510.50	1,556.38	
	幼児・児童施設		431.83	南牧村世代交流センター【高齢福祉施設】から異動。
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3,336.49	2,973.49	南牧村世代交流センター【幼児・児童施設】へ異動。
	障害福祉施設	276.07	276.07	
医療施設	医療施設	638.50	638.50	
行政系施設	庁舎等	1,363.39	1,363.39	
	消防施設	1,040.05	1,163.42	南牧村地域振興・防災複合施設追加。森下消防車輛格納庫除却。
	その他行政系施設		68.46	役場庁舎非常用電源設備兼備蓄倉庫、ケーブルテレビセンター追加。
公営住宅	公営住宅	3,678.00	5,124.00	平沢団地H25/H27、葭ノ頭団地H25/H28/H29、南牧単身者住宅R1建築。
公園	公園	515.70	439.70	運動場便所（銀河公園）【スポーツ施設】へ異動。
その他	その他	2,914.24	2,857.39	旧役場R2、しし岩売店H31、海ノ口駅トイレH27、公衆浴場、便所2H29取壊し。住宅1棟、南牧村地域振興・防災複合施設（公衆トイレ）追加。 農畜産物直売所H28建築。
合 計		44,425.68	45,975.85	

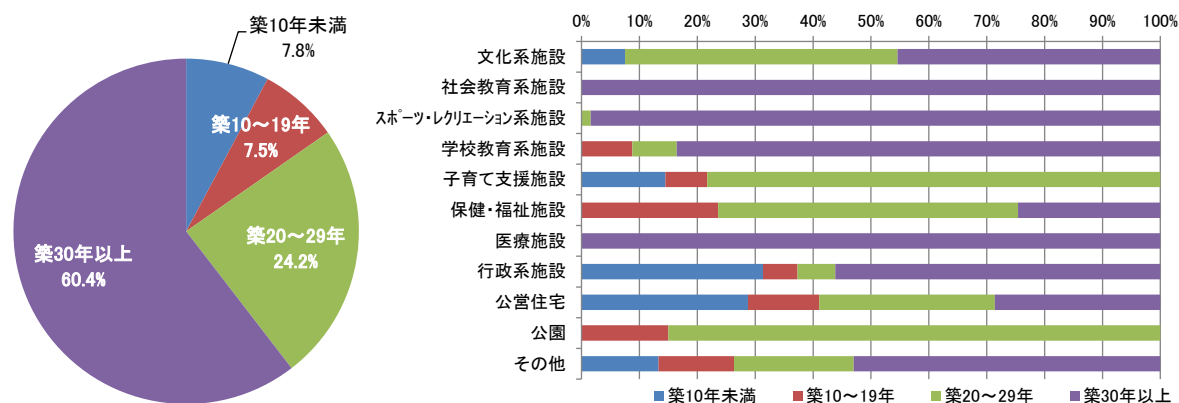
◆図表 4-2 公共建築物延床面積の割合



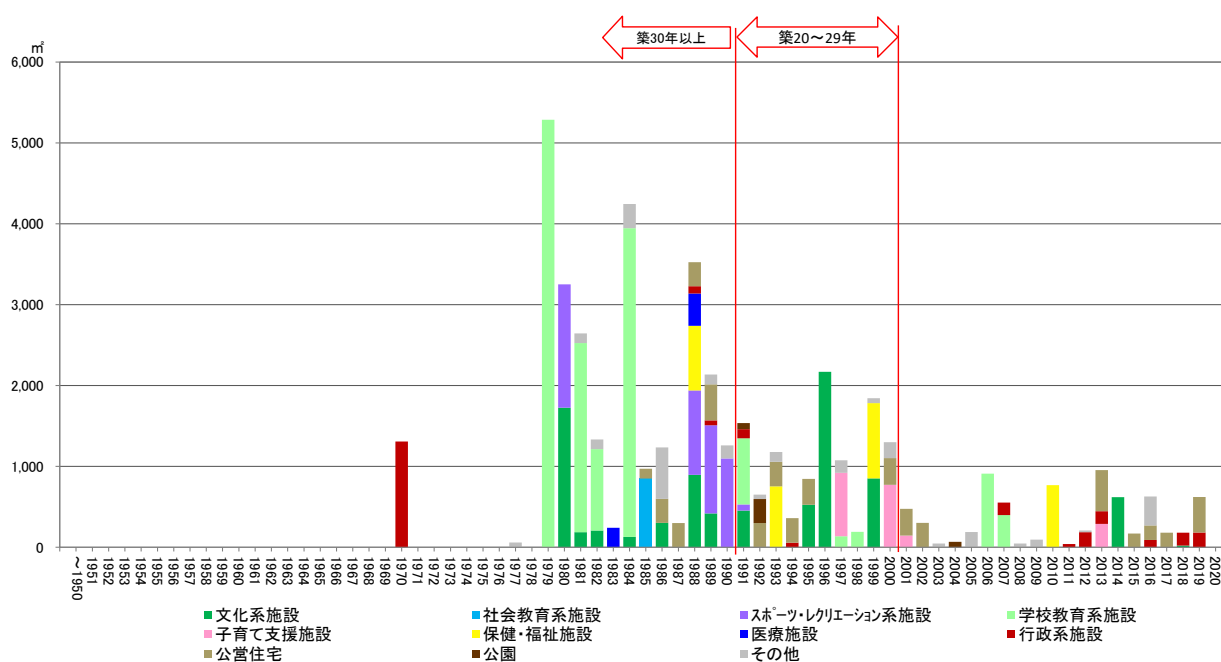
(2) 築年別整備状況

平成2（1990）年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の60.4%、10年後に30年以上経過となる施設割合は84.6%となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆図表 4-4 建築年次別延床面積の状況

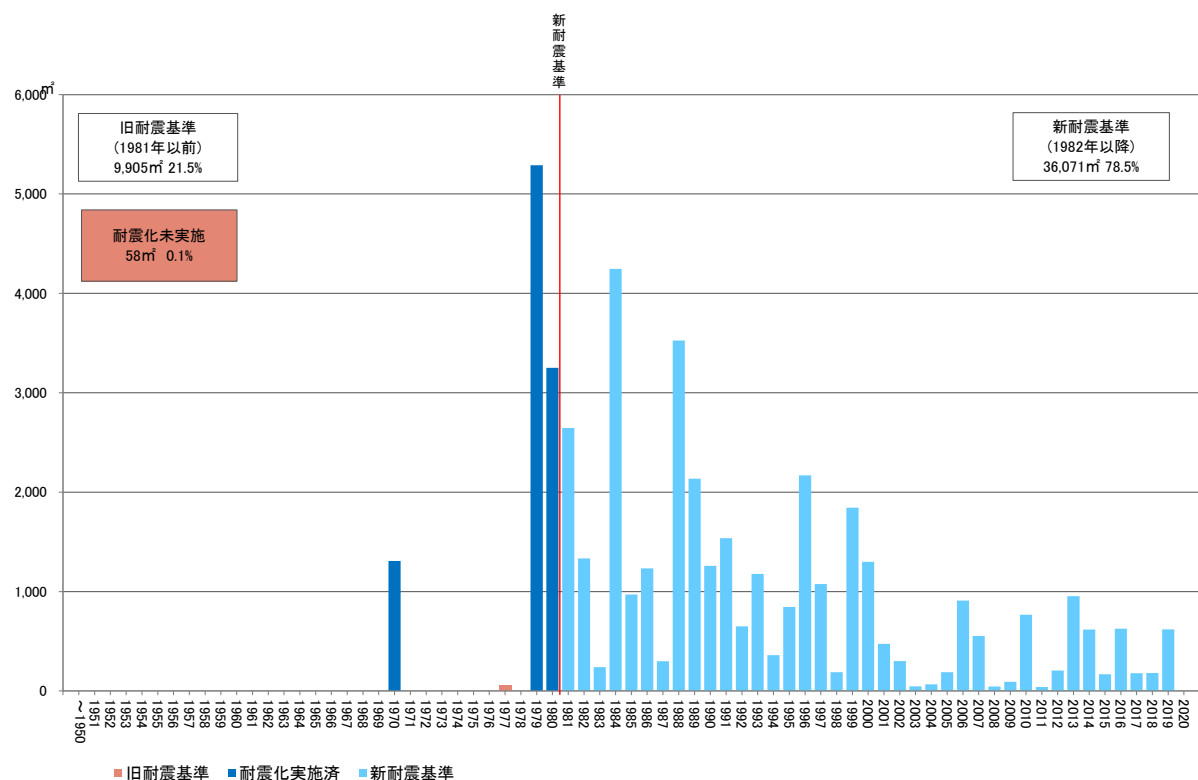


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の 78.5%が新耐震基準による整備です。昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準により建築された施設は全体の 21.5%ですが、南牧村中央公民館、南牧中学校、役場庁舎等ほとんどの施設の耐震補強工事を完了しています。

今後も法令改正等や老朽化による劣化にも対応し、適切な工事等を実施していきます。

◆図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本村の主なインフラ施設は、村道延長が 416.5km、橋りょうが 107 橋、上水道管路延長が 98.9km、下水道管路延長が 15.0km、林道延長が 34.7 kmなどとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◆図表 4-6 インフラ施設の保有状況の推移

種 別	主な施設	施設数量	
		平成 26 年度 (2014)	令和 2 年度 (2020)
道 路	道路延長	416,338m	416,459m
	1 級村道延長	32,785m	32,680m
	2 級村道延長	49,604m	40,124m
	その他村道延長	333,949m	343,655m
橋りょう	橋りょう数	107 橋	107 橋
上 水 道	管路総延長	100,291m	98,955m
	導水管	10,397m	11,614m
	送水管	2,303m	3,406m
	配水管	87,591m	83,935m
	配水池	10 箇所	10 箇所
下 水 道	管路総延長	14,776m	15,034m
	処理場	4 施設	4 施設
林 道	林道延長	34,583m	34,725m

3 過去に行った対策の概要

(1) 施設数の縮減

計画策定時の平成 27 (2015) 年度から令和 2 (2020) 年度にかけて 5 棟、延床面積で 841.15 m²削減しています。

◆図表 4-7 除却等施設一覧

施設名称	延床面積 (m ²)	建築年度	実施年度	対策
旧役場	479.00	昭和 24 年度 (1949)	令和 2 年度 (2020)	取壊し
平沢転作促進施設	308.05	昭和 56 年度 (1949)	平成 30 年度 (2018)	取壊し
しし岩売店	33.10	平成 17 年度 (2005)	令和元年度 (2019)	取壊し
海ノ口駅トイレ	10.00	昭和 62 年度 (1987)	平成 27 年度 (2015)	取壊し
公衆便所 2	11.00	平成 8 年度 (1996)	平成 29 年度 (2017)	取壊し
合 計	841.15			

(2) 各種計画の策定

◆図表 4-8 各種計画一覧

類 型	名 称	状 況
公 共 建 築 物	南牧村公共施設個別施設計画	平成 30 (2018) 年度策定
	南牧村公営住宅長寿命化計画	平成 27 (2015) 年度策定 令和 3 (2021) 年度見直
橋 り ょ う	南牧村長寿命化修繕計画	平成 27 (2015) 年度策定 令和 3 (2021) 年度見直
下 水 道	南牧村下水道ストックマネジメント	令和元 (2019) 年度策定

4 将来の更新費用の推計

(1) 長寿命化計画策定による効果額の算出方法

各施設を耐用年数経過時に更新した場合や重大な損傷が生じてから対処する対症療法的な修繕等を実施した場合の必要コスト（単純更新）と、各長寿命化計画で策定された必要コストを比較することにより、将来に係るコストにどれだけの効果が出てくるのかを分析する事ができます。

長寿命化計画未策定またはコスト算定されていない長寿命化計画の種別については、単純更新と長寿命化計画の更新費用は、総務省提供ソフト（以下、「更新費用試算ソフト」という。）を利用します。

◆図表 4-9 更新費用の根拠

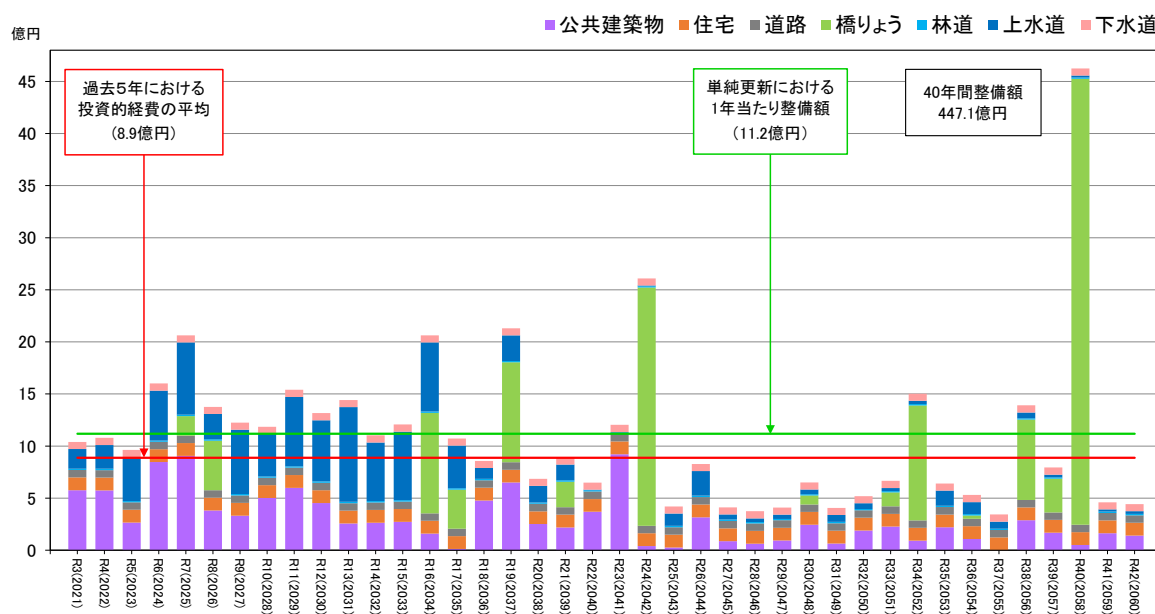
種 別	利 用 デ ー タ	
	単 純 更 新	長 寿 命 化 計 画
公 共 建 築 物	個別施設計画の従来型の事業費	個別施設計画の中・長期計画の事業費
住 宅	長寿命化計画の計画前 LCC	長寿命化計画の計画後 LCC
道 路	更新費用試算ソフト	単純更新と同額
橋 り よ う	長寿命化修繕計画の対症療法型の事業費	長寿命化修繕計画の予防保全型の事業費
林 道	過去5年間の更新費用の平均値	単純更新と同額
上 水 道	更新費用試算ソフト	単純更新と同額
下 水 道	長寿命化計画の標準耐用年数での更新に係る事業費	長寿命化計画の目標耐用年数での更新に係る事業費

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

ア. 将来の更新費用の推計（単純更新）

単純更新における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 447.1 億円、年平均で 11.2 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 8.9 億円と比較して 1.3 倍になります。

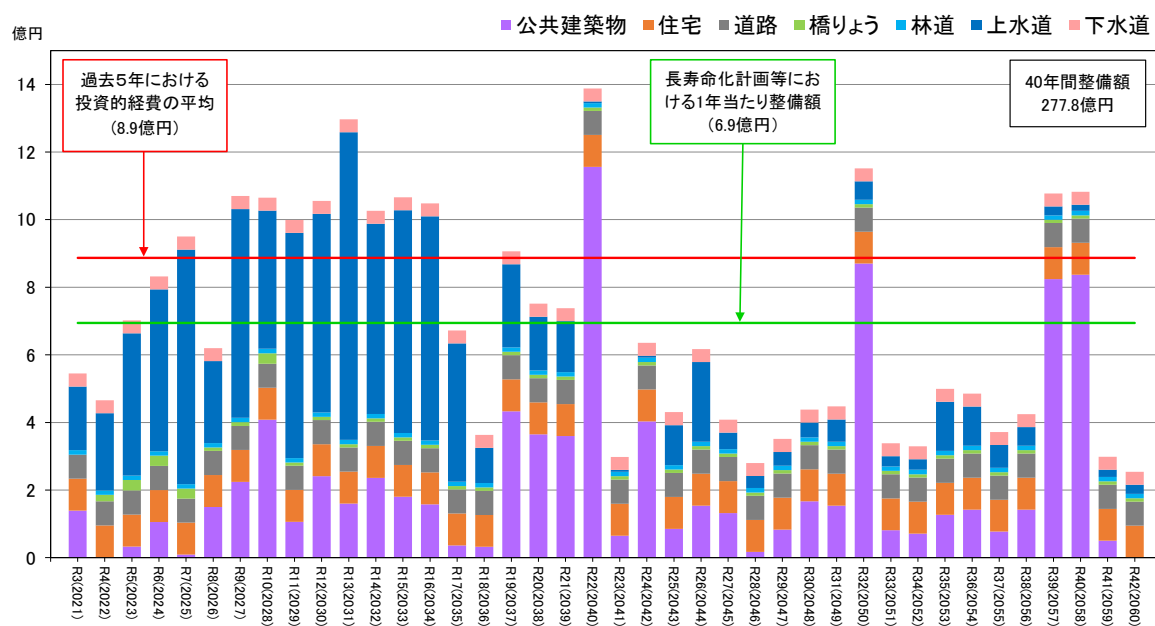
◆ 図表 4-10 将来の更新費用の推計（単純更新）



イ. 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）

長寿命化計画等における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 277.8 億円、年平均で 6.9 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 8.9 億円と比較して 0.8 倍になります。

◆ 図表 4-11 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）



(3) 中長期的な経費の見込み

施設の長寿命化対策等で実施した場合、今後 10 年間（令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度）で約 51 億円の削減効果が見込まれます。

今後、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。

また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平準化を行うことも必要です。

◆図表 4-12 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：百万円）

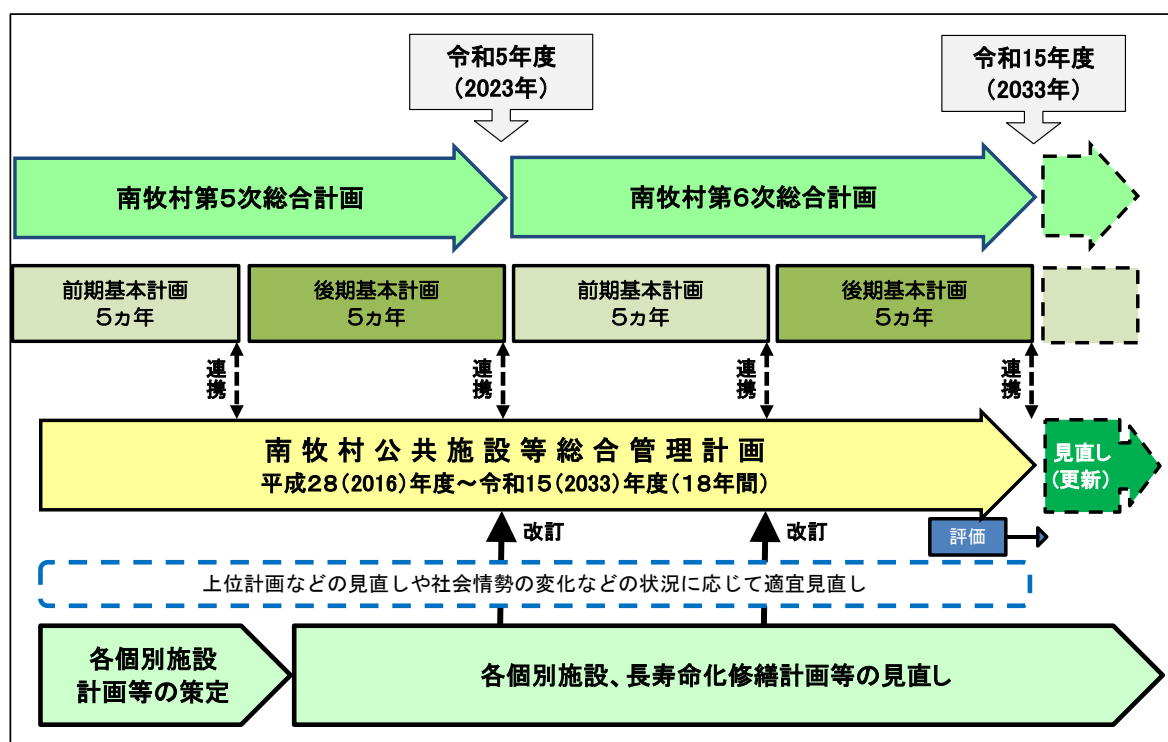
区 分			耐用年数経過時に単純更新した場合(①)	財 源 見 込 み	長寿命化計画 (②)	長寿命対策等の効果額 (②―①)	現在要している経費 (過去5年平均)
投 資 的 経 費	普 通 会 計	公 共 建 築 物 (住 宅 含 む)	6,664	地 方 債 国 庫 補 助 等 90～100% 充 当	2,362	▲4,302	237
		道 路	714		714	0	547
		橋 り ょ う	663		182	▲481	53
		林 道	130		130	0	13
	会 公 営 事 業 計	上 水 道	4,533		4,533	0	32
		下 水 道	683		384	▲299	18
	計		13,387		8,305	▲5,082	900
維 持 補 修 費	普 通 会 計		440		440		44
	公 営 事 業 会 計		170		170		17
	計		610		610		61
合 計			13,997		8,915	▲5,082	961

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、平成28(2016)年度から令和37(2055)年度までの40年間を見通しつつ、上位計画である「南牧村総合計画」などと連動しながら、概ね向こう18年間（平成28(2016)年度～令和15(2033)年度）を対象期間とし、本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。令和15(2033)年度は、10年間を基本的な計画期間とする「南牧村総合計画」の第6次計画の最終年次にあたることから、本計画においても令和15(2033)年度を計画の目安として設定しました。

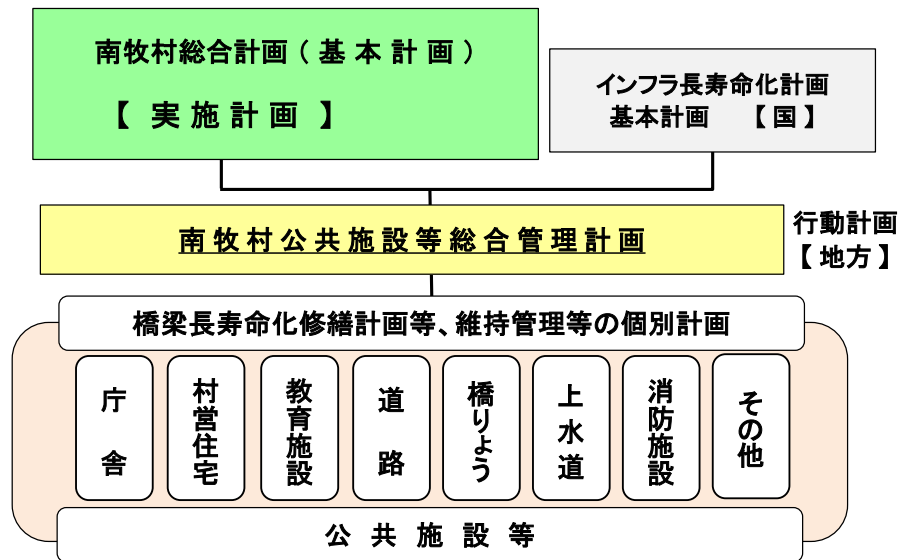
◆図表 5-1 計画期間（南牧村総合計画との関係）



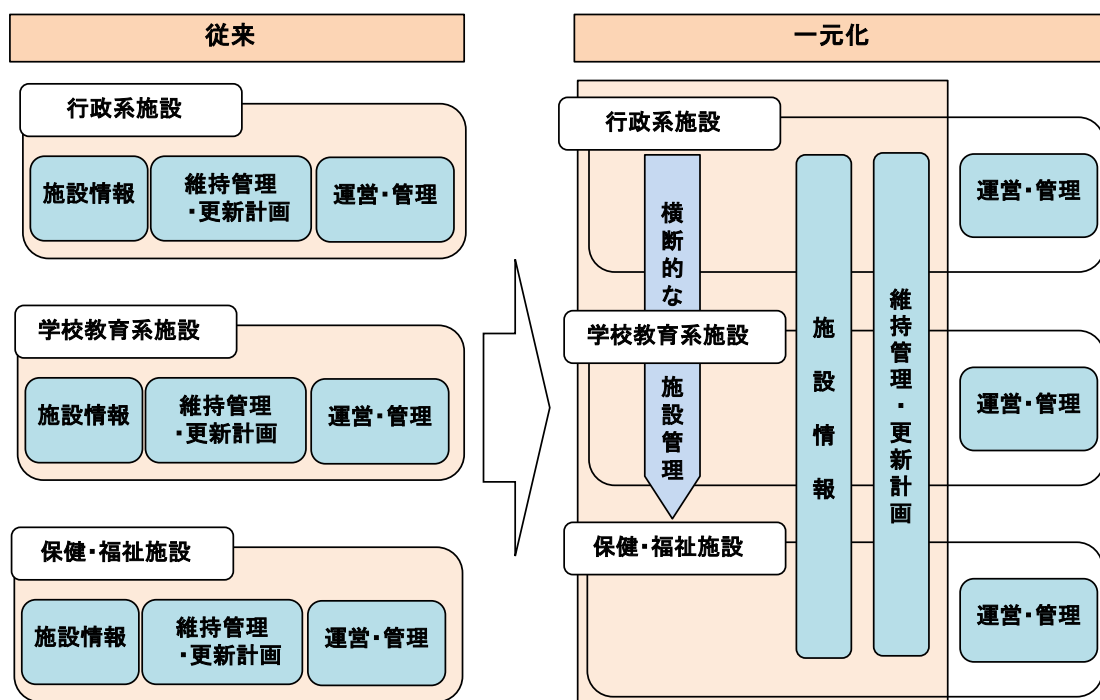
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「南牧村総合計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化（イメージ）



3 現状や課題に関する基本認識

（数量の適正性）

「南牧村人口ビジョン」による本村の目標定住人口では、平成 27(2015)年の 3,081 人から令和 42（2060）年には、1,800 人にまで減少する見込みとなっています。公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、年少人口・生産年齢人口の減少、高齢人口が増加することに伴い、必要とする公共施設等の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

本村全体の人口が減少している中で、公共施設等の数量は、人口に比較して過剰な状況が続くと考えられることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

（品質の適正性）

公共建築物のうち築後 30 年以上経過しているものが 60.4%、築 20～29 年が 24.2%で、10 年後には築後 30 年以上経過する施設が 8 割を超えるため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。今後 20 年の間に更新時期が到来する施設が集中しますが、施設の品質を適正に保つには大規模な改修や更新が必要となります。

（コスト（財務）の適正性）

生産年齢人口の減少と高齢化により、村税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことも予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

本村では野辺山出張所業務の民間委託や指定管理者制度を導入するなど、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきました。今後も、既存施設の維持管理に当たっては、修繕や光熱水費・清掃費などのランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設等の管理の数値目標

(1) 公共建築物保有量の縮減目標

現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口1人あたりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

人口1人あたりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの縮減だけでなく、利用需要を考慮する中で施設の総量（延床面積）を減らすことも必要です。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設等マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を「南牧村公共施設個別施設計画」「南牧村公営住宅長寿命化計画」で検討した結果に基づき設定することとします。

公共建築物について、計画期間の令和17（2035）年度までに取壊し等を予定している建物が19棟（4,714.76㎡）で、全体の延床面積（平成26（2014）年度時点）の11%縮減を目標とします。

計 画	取 壊 し 予 定	
	施設数 (棟)	延床面積 (㎡)
南牧村公共施設個別施設計画	18	4,464.46
南牧村公営住宅長寿命化計画	1 (4戸)	298.48
合 計	19	4,762.94

うち、9棟（820.15㎡）は取壊し済となっています。

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、上・下水道管を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、インフラ施設の維持・更新等を推進するために策定された各「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に点検、修繕・更新していくことに重点をおき、業務の見直しによる管理費の縮減を基本とします。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有するための方法や、点検・整備に関する専任部署を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP・PFI¹などの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

¹ PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的活用や行政の効率化を図るもの。

PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、施設の利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を行います。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

(4) 耐震化の実施方針

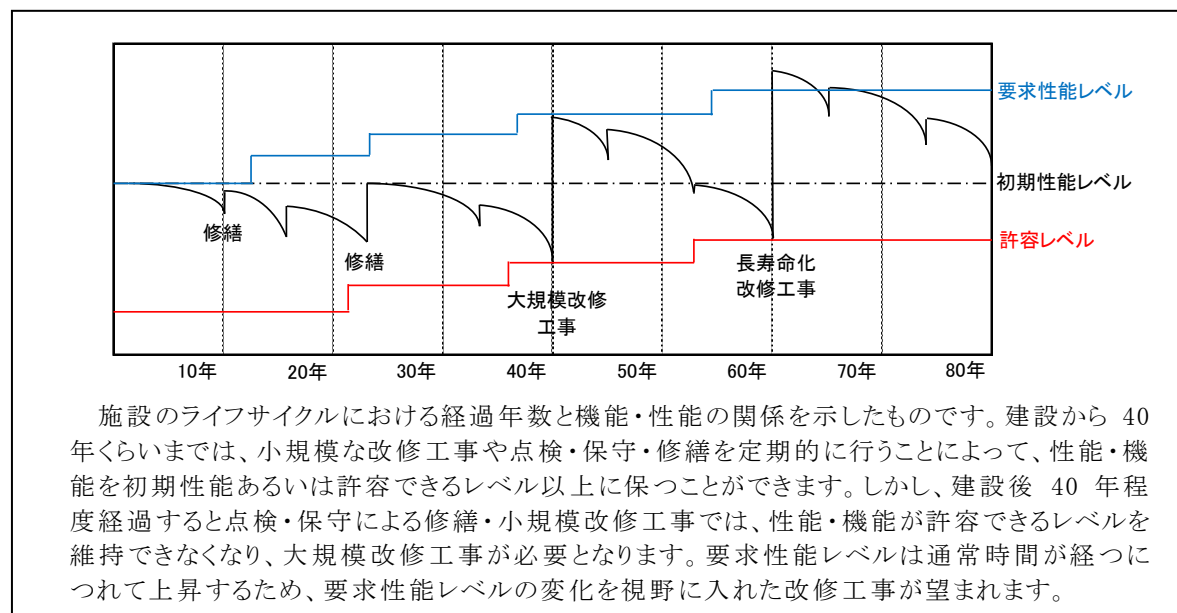
災害時の拠点施設をはじめ、公共施設等は、国の耐震基準等に基づく水準を引き続き維持し、耐震基準の改訂等に当たっては、必要な点検、対応を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、既に策定済みの長寿命化計画（個別施設計画）等に基づき、継維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆ 図表 5-4 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン²化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、村民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内施設の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

(7) 統合や廃止の推進方針

村内には、老朽化した公民館・集会施設や手狭な福祉施設等、課題を抱える公共建築物があります。将来の公共建築物のあり方を検討する中で、施設の移転統廃合、用途変更、用途廃止も含め、総合的にシミュレーションし、村の将来を見据えた公共建築物の有効利用を図るための、利用再編計画を進めます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

また、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

なお、未利用財産の利活用については、「村有財産利活用基本方針」に基づき、必要に応じて個別方針を検討することとし、これらの情報を村民に公表することで、公平、公正な手続きのもと積極的な売却又は貸付けを進めます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「南牧村総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とし、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行い、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

計画の実施はまちづくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

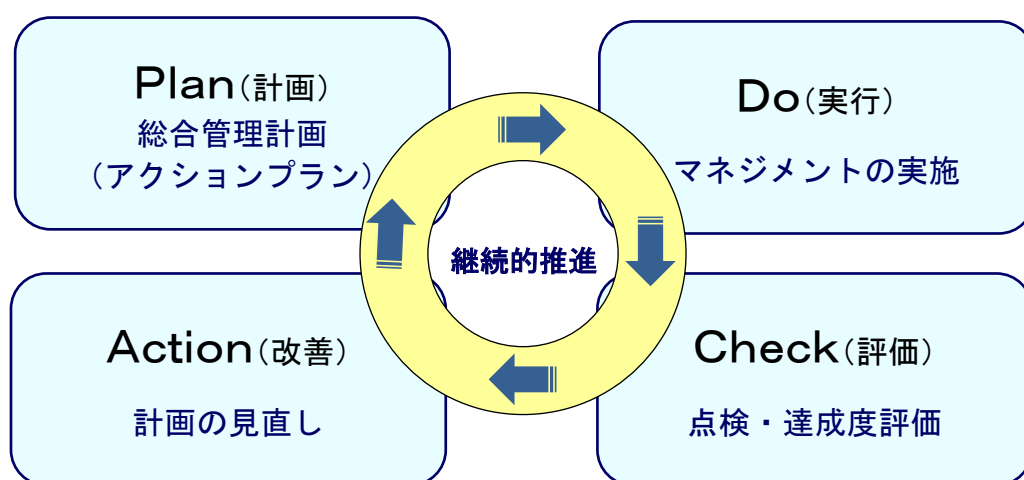
² ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

6 P D C Aサイクルの推進

本計画は、「南牧村総合計画」の実施計画を策定的前提とすることから、基本計画の更新等に合わせ、本計画に掲げた目標を達成するためP D C A（計画・実行・評価・改善）のマネジメントサイクルに沿った進捗管理（フォローアップ）と点検評価を行い、計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により村民への公表を行います。

◆図表 5-5 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性

(1) 文化系施設

本村では、各地域に公民館、集落センターや農村文化情報交流館等を保有しています。

◆図表 6-1 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区 分	集会施設	施設数	12 棟	延床面積	6,327.12 m ²
対 象 施 設	海ノ口公民館、川平公民館、広瀬公民館、南牧村中央公民館、平沢公民館、大芝集合施設、南牧村生活改善センター、交流促進センター、市場集落センター、海尻基幹集落センター、基幹集落センター野辺山（集会所、倉庫）				
区 分	文化施設	施設数	1 棟	延床面積	2,170.00 m ²
対 象 施 設	南牧村農村文化情報交流館				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。

昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設された施設は、南牧村中央公民館で耐震補強実施済みです。今後も、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

文化系施設は、昭和 55 年から昭和 60 年代に建設されたものが多く、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

【統合や廃止の推進方針】

住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討します。

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本村には、南牧村美術民俗資料館を保有しています。

南牧村美術民俗資料館は、建設されてから 30 年以上が経過しているため、今後 10 年の内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-2 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区 分	博物館	施設数	1 棟	延床面積	848.30 m ²
対 象 施 設	南牧村美術民俗資料館				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 昭和 61 年に建てられた施設であることから、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。 【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。 【統合や廃止の推進方針】 施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設として社会体育館及びゲートボール場等を保有しています。

南牧村社会体育館は、建設されてから 30 年以上が経過しているため、大規模な修繕が必要だと考えられます。

◆図表 6-3 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区 分	スポーツ施設	施設数	8 棟	延床面積	4,834.63 m ²
対 象 施 設	南牧村社会体育館、総合グラウンド便所、 海尻ゲートボール場、海ノロゲートボール場、広瀬ゲートボール場、 板橋ゲートボール場、平沢ゲートボール場、野辺山ゲートボール場				
●管理に関する基本的な考え方					
【点検・診断の実施方針】					
今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。					
南牧村社会体育館については、計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。					
【維持管理・修繕・更新等の実施方針】					
今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。					
【安全確保の実施方針】					
各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。					
点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。					
【統合や廃止の推進方針】					
利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、廃止を検討していきます。					

(4) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村には、中学校が1施設、小学校、保育園が各2施設、児童施設を1施設保有しています。中学校、小学校については、建設されてから30年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-4 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区 分	学校	施設数	17 棟	延床面積	14,903.17 m ²
対 象 施 設	南牧中学校、南牧南小学校、南牧北小学校 (校舎、体育館、給食室棟、屋内プール場等)				
子育て支援施設					
区 分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	2 棟	延床面積	1,556.38 m ²
対 象 施 設	南牧保育園、野辺山保育園				
区 分	幼児・児童施設	施設数	2 棟	延床面積	431.83 m ²
対 象 施 設	南牧村世代交流センター				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断の実施方針】 計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕を行います。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 中学校、小学校施設は、大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を行います。 【安全確保の実施方針】 児童、園児の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。 【統合や廃止の推進方針】 小中学校の学校施設については、少子化により児童数が減少してきていることから、二つの小学校の統合化や小中一貫教育も視野に入れ、将来の施設の在り方を検討していきます。					

(5) 保健・福祉施設、医療施設

本村では、高齢福祉施設 4 施設、障害福祉施設 1 施設、診療所 2 施設を保有しています。

老人福祉センター、デイサービスセンターについては、建設されてから 20 年以上が経過しているため、今後 10 年の内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-5 公共建築物（保健・福祉施設、医療施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区 分	高齢福祉施設	施設数	4 棟	延床面積	2,973.49 m ²
対 象 施 設	南牧村デイサービスセンター、南牧村障害者・高齢者等複合支援施設、老人福祉センター、在宅介護支援センター				
区 分	障害福祉施設	施設数	1 棟	延床面積	276.07 m ²
対 象 施 設	南牧村障害者等憩の家				
医療施設					
区 分	医療施設	施設数	2 棟	延床面積	638.50 m ²
対 象 施 設	南牧村出張診療所、野辺山へき地診療所				
●管理に関する基本的な考え方					
【点検・診断の実施方針】					
高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。					
【維持管理・修繕・更新等の実施方針】					
点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。					
【安全確保の実施方針】					
建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。					
【統合や廃止の推進方針】					
各施設とも指定管理者制度による運営の継続等、今後の管理・運営方法について検討を進めます。					

(6) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、今後も、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◆図表 6-6 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区 分	庁舎等	施設数	2 棟	延床面積	1,363.39 m ²
対 象 施 設	南牧村役場（庁舎、車庫）				
区 分	消防施設	施設数	11 棟	延床面積	1,163.42 m ²
対 象 施 設	海ノ口消防車輛格納庫兼消防詰所、海尻消防車輛格納庫兼消防詰所、広瀬消防車輛格納庫兼消防詰所、市場消防車輛格納庫兼消防詰所、川平消防車輛格納庫兼消防詰所、大芝消防車輛格納庫、南牧村消防団水防倉庫、板橋消防車輛格納庫兼消防詰所、平沢消防車輛格納庫兼消防詰所、野辺山消防車輛格納庫兼消防詰所、南牧村地域振興・防災複合施設				
区 分	その他行政系施設	施設数	2 棟	延床面積	68.46 m ²
対 象 施 設	役場庁舎非常用電源設備兼備蓄倉庫、ケーブルテレビサブセンター				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断の実施方針】 計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行います。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。 【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。 【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組めます。					

(7) 公営住宅

本村が管理する公営住宅のうち、建設されてから20年以上が経過しているものは、今後10年の内に大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられます。

◆図表 6-7 公共建築物（公営住宅）の保有状況

公営住宅					
区 分	公営住宅	施設数	21 棟	延床面積	5,124.004 m ²
対 象 施 設	村営住宅、公営住宅、単身者住宅				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断の実施方針】 住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。 【安全確保の実施方針】 点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。 【長寿命化の実施方針】 予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。 【統合や廃止の推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な村営住宅の供給を推進します。 なお、今後 10 年以内に建築後 30 年を経過する村営住宅は、計画的に住宅改修や建替えを検討します。					

(8) 公園、その他

公園、その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-8 公共建築物（公園、その他）の保有状況

公園、その他					
区 分	公園	施設数	4 棟	延床面積	439.70 m ²
対 象 施 設	ハヶ岳ふれあい公園（管理事務所・水車棟）、屋外ステージ等				
区 分	その他	施設数	24 棟	延床面積	2,857.39 m ²
対 象 施 設	旧観光案内所、観光案内所野辺山駅前売店、母子福祉会売店、しし岩公衆便所、ＪＲ最高地点公衆便所、平沢休憩舎、市場休憩舎、公衆便所、飯盛山平沢公衆便所、ストックヤード、公用車車庫、教員住宅、教職員寮、南牧村医師住宅、北小学校校長住宅、南牧村農畜産物直売所、（地域振興防災複合施設）公衆トイレ				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断の実施方針】 今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握していきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行います。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。 【安全確保の実施方針】 今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。 また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。 【統合や廃止の推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。 その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。					

(9) インフラ施設

ア. 道路

本村における村道の総延長は約416,459m、舗装率は59%です。

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

イ. 橋りょう

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「南牧村橋梁長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「南牧村橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

ウ. 上下水道

上下水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を行ってきました。本村の上下水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

● 管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

エ. 林道

森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障をきたすと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

南牧村公共施設等総合管理計画

平成 2 8（2016）年 3 月策定

令和 4（2022）年 3 月改訂

発行者 南牧村役場 総務課

〒384-1302

長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口 1051

TEL 0267（96）2211

FAX 0267（96）2158